議案第84号

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年12月２日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年２月武蔵野市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>（期末手当）
第10条　（略）
２　期末手当の額は、基準日現在において、第１条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に100分の245を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>在職期間</th><th>支給割合</th></tr>
<tr><td>６か月から３か月未満まで
（略）</td><td></td></tr>
</table>
３　（略）</td><td>（期末手当）
第10条　（略）
２　期末手当の額は、基準日現在において、第１条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に100分の250を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>在職期間</th><th>支給割合</th></tr>
<tr><td>６か月から３か月未満まで
（略）</td><td></td></tr>
</table>
３　（略）</td><td>字句の改正</td></tr>
</table>

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

２　令和８年12月に支給する期末手当に係る改正後の第10条第２項の規定の適用については、同項中「100分の250」とあるのは「100分の255」とする。

（提案理由）

武蔵野市議会議員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。